

コーポレートガバナンス基本方針

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 杏林製薬株式会社（以下、「当社」という。）が、当社の企業理念「キョーリンは生命を慈しむ心を貫き、人々の健康に貢献する社会的使命を遂行します。」のもと、当社および子会社（以下、「当社グループ」という。）の持続的成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、「コーポレートガバナンス基本方針」（以下「基本方針」という。）を定める。

第 2 章 コーポレートガバナンス体制

(機関設計)

第 2 条 当社は、監査役会設置会社を選択しており、取締役会・監査役会に加え、過半数を独立社外取締役で構成する任意の「報酬・指名に関する委員会」を設置することで、監督機能の強化と経営の透明性向上を図る。

(取締役会の役割)

第 3 条 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、法定事項の決議、重要な経営方針や戦略の策定及び決定、業務執行の監督等を行う。

- 2 取締役会は中期経営計画の進捗や達成度について、結果だけでなく、経営課題や対応策を検討する。
- 3 取締役会は、後継者計画やその運用状況の適否について継続的に議論し、当社が求める資質や能力を備えた後継者の育成に努める。
- 4 通常の業務執行を担う代表取締役や社内取締役の他、特定の分野においては、必要に応じて執行役員を置いて積極的に権限移譲を行う。
- 5 社内取締役と執行役員から会社の重要な業務分野の統括責任者を設置し、取締役会の指揮監督の下、迅速な意思決定と業務執行の責任の明確化を図る。

(取締役会の構成)

第 4 条 当社は定款の定めに従い、取締役会を構成する取締役の員数を 11 名以内とし、知識、経験、能力等のスキルや多様性を確保しながらバランスのとれたガバナンス体制を構築・維持する。

(取締役会の運営)

第 5 条 取締役会は原則として毎月 1 回定期開催する。

- 2 取締役会においては、自由闊達で建設的な協議・意見交換を行える気風の醸成に努める。
- 3 取締役会における審議項目や審議時間の十分な確保について配慮する。

(監査役会)

第6条 監査役会は、取締役の業務執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等の責務を果たすにあたり、社外監査役の積極的な活用により、独立した客観的立場において権限行使を行う体制を整備する。

(社外取締役)

第7条 当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、当社における社外役員の独立性判断基準を定め、独立社外取締役を複数名選任する。

2 取締役会は、独立社外取締役に対し、独立した客観的な立場から助言を求め、実効性の高い経営の監督体制を確保する。

(役員報酬)

第8条 当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に資する健全なインセンティブとして機能する報酬体系とする。

2 取締役の報酬制度及び基本方針については、任意の「報酬・指名に関する委員会」において、あらかじめその妥当性について討議した上で、取締役会が決定する。

(候補者の指名)

第9条 取締役および監査役の選解任を行うに当たっては、任意の「報酬・指名に関する委員会」が、選解任候補者の役割に対する資質の適性或業績・成果等を総合的に検証し、あらかじめその妥当性について討議した上で、取締役会が決定する。

(内部統制システム)

第10条 当社は、「キョーリンは生命を慈しむ心を貫き、人々の健康に貢献する社会的使命を遂行します。」という企業理念の下、国の内外を問わず、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守し、高い倫理観を持って行動するための体制を整備する。

(コンプライアンス体制)

第11条 当社は、当社グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、企業倫理および法令遵守の徹底を図る。

(リスク管理体制)

第12条 当社は、当社グループ全体のリスク管理の取り組みを横断的に統括する組織として「リスク管理委員会」を設置し、リスクの軽減・未然防止を図る。

第 3 章 株主の権利・平等性の確保

(株主の権利確保)

第13条 当社は、株主総会における議決権をはじめとするすべての株主の権利が実質的に確保されるよう適切に対応し、すべての株主をその持ち分に応じて平等に取り扱うための環境整備に努める。

(株主総会)

第14条 当社は、株主との建設的な対話の場として株主総会の重要性を認識し、株主総会の活性化と株主の議決権行使のため、株主が総会議案の十分な検討時間を確保できるよう環境整備に努める。

(資本政策)

第15条 当社は、健全な財務基盤を維持しつつ、常に資本コスト・資本収益性を意識した上で、成長投資と株主還元を通じて資本効率の向上を図る。

(政策保有株式)

第16条 当社は、政策保有株式については、パートナー相互の信頼関係を醸成し、取引・技術提携等を円滑にする目的で保有するものとし、当該投資先企業の状況についてはモニタリングを行いながら、定期的に取り締役に報告し、当社の持続成長や企業価値向上等の観点から保有の適否を検証する。

2 当社は、保有意義に乏しいと判断した株式については、随時、投資先企業と対話を行った上で縮減を図る。

(関連当事者間取引)

第17条 当社が役員や主要株主等との取引（関連当事者間取引）を行う場合には、取締役会において適切に検討・監督するとともに、監査役は定期的な監査対象事項として監査を実施する。

第4章 ステークホルダーとの協働

(サステナビリティを巡る課題への対応)

第18条 当社は、サステナビリティへの取り組みを経営の重要課題と捉え、ESG（環境・社会・ガバナンス）の視点を取り入れた経営を推進する。

2 持続可能な社会の実現と当社の持続的成長を両立させるため、気候変動への対応、人権尊重、多様性の推進等に努める。

(多様性の確保)

第19条 当社グループは、多様な人材の特性を活かして新たな価値を創造することが事業の発展を支えるとの認識の下で、女性や中途採用者の採用活動を積極的に行う。また、管理職への登用については、ジェンダーや国籍、職歴を問わず能力や適性のある人材を登用する。

(内部通報制度)

第20条 当社は、従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、内部通報に係る適切な体制を整備する。

(企業年金のアセットオーナーとしての機能)

第21条 当社は、企業年金基金内に運用に当たる適切な資質を持った人材を登用・配置し、運用基本方針の策定、適切なリスク管理、適切な運用委託先の管理等を行う。

- 2 企業年金基金は基金運営委員会を設置し、運用基本方針に基づき、四半期ごとに運用報告会を実施するとともに、重要事項変更の有無等についても継続的にモニタリングを実施することによって、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反の管理を行う。

第 5 章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報の開示)

第 22 条 株主、投資家、地域社会等、全てのステークホルダーに対し、当社の経営方針や事業戦略、業績・財務に関わる情報を適時適切かつ公平に開示し、ステークホルダーと建設的な対話を行い、信頼関係の構築に努める。

第 6 章 株主との対話

(株主との建設的な対話)

第 23 条 株主からの対話（面談）の申込みに対しては、経営企画部 広報・IR グループが面談等の対応を行い、必要に応じて社外取締役を含む取締役または監査役が面談に参加し、建設的な対話を促進するための体制を整備する。

- 2 株主との対話において得た意見等は定期的に代表取締役社長及び経営企画部担当役員に報告し、必要に応じて経営会議で説明を行うなど、適時・適切に経営陣にフィードバックする。

第 7 章 その他

(基本方針の制定・改廃)

第 24 条 本基本方針の制定・改廃は、取締役会の決議による。

(制定) 2025 年 6 月 20 日

【コーポレート・ガバナンス体制】

